

令和6年度運営指導結果
サービス種別：短期入所

申請者名	所在地	事業所名	運営指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
合同会社 VIVACE BANBINA	いの町	ゆりかご	R6.6.19	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）が策定されていないことが認められた。 業務継続計画を策定し、従業員に対し当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施すること。 また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。	改善中	
				業務継続計画を策定していないことについて、業務継続計画未策定減算に該当するため、過誤請求など必要な措置を講じること。	改善中	
				事業所において感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催していないこと並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という。）を整備していないことが認められた。 感染対策委員会を開催し、開催した際はその結果について従業員に周知すること。 また、指針を整備し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を実施すること。	改善中	
				身体拘束等の適正化のために必要な措置である、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業員への周知、身体拘束等の適正化のための指針の整備並びに従業員に対する研修の定期的な実施がされていないことが認められた。 身体拘束等の適正化を図るため、これらの措置を講じること。	改善済	
				虐待の発生又はその再発防止を図るための措置である虐待防止委員会が開催されていないこと、及び従業員に対し虐待の防止のための研修を実施していないことが認められた。 虐待の発生又はその再発防止を図るため、これらの措置を講じること。 虐待防止委員会を開催した際はその結果について従業員に周知すること。	改善済	
				身体拘束等の適正化のために必要な措置及び虐待の発生又はその再発防止を図るための措置が講じられていないことについて、速やかに県知事に改善計画を提出するとともに、過誤請求など必要な措置を講じること。	改善中	
				送迎加算について、利用者に対し送迎を実施していない日についても当該加算を請求している事例が認められた。 自主精査のうえ過誤請求など必要な措置を講じること。	改善中	
社会福祉法人土佐厚生会	安芸市	障害者支援施設ステージ桜ヶ丘	R6.8.29	特になし		
社会福祉法人一条協会	四万十市	障害者支援施設レジデンスわかふじ	R6.9.12	特になし		
社会福祉法人一条協会	四万十市	障害児入所施設わかふじ寮	R6.9.13	特になし		

申請者名	所在地	事業所名	運営指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
社会福祉法人本山育成会	本山町	もとやま	R6.10.8	特になし		
社会福祉法人室戸はまゆう会	室戸市	むろと・はまゆう園	R6.10.17	特になし		
特定非営利活動法人STEP ONE	須崎市	グループホームリッシュ	R6.10.23	特になし		
社会福祉法人土佐厚生会	土佐市	短期入所事業所とさ	R6.10.28	特になし		
特定非営利活動法人びーず	四万十市	グループホームシェリー	R6.11.21	特になし		
社会福祉法人南海福祉会	四万十市	短期入所生活介護事業所四万十の郷	R6.11.22	特になし		
社会福祉法人愛成会	香美市	短期入所事業所白ゆり	R6.12.4	特になし		
社会福祉法人伊野福祉会	いの町	小規模多機能型事業所 寿幸園 サテライトい	R7.1.15	特になし		